

豊丘村空き店舗等活用事業補助金

「空き店舗等」

⇒ 村内にある3ヶ月以上使用されていない店舗・住宅・事務所・倉庫等

補助対象者

以下の要件を全て満たす方

- ・ 空き店舗等を活用して、小売業・飲食店・サービス業を営もうとする方
- ・ 営業に関する許認可が必要な場合は、取得済である又は取得する見込みがあること
- ・ 出店しようとする空き店舗等の所有者又はその者の2親等内の親族でないこと
法人にあっては、これらの者を役員としていないこと
- ・ 村税等の滞納がないこと
- ・ 暴力団に関係する者でないこと
- ・ 宗教活動や政治活動を主とする法人又は団体でないこと

条件

- ・ 補助事業完了後6ヶ月以内に開店又は開所すること
- ・ 店舗及び事業所として2年以上活用すること

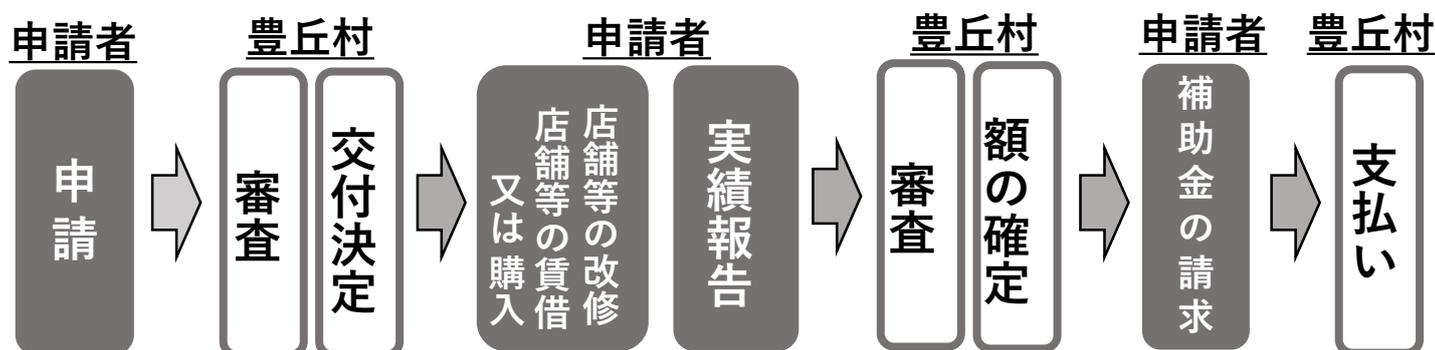
補助率・限度額

補助対象経費合計の1/2以内、上限100万円

補助対象経費

補助対象経費	補助対象経費の内容
① 空き店舗等の改修に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・ 空き店舗等の内装及び外装の改修工事に係る費用・ 附帯設備の設置費 (建物に固定され、建物と一体となって機能する設備)・ その他必要と認められる経費
② 建物の取得又は賃借に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・ 空き店舗等の建物の購入費用・ 空き店舗等の建物の賃借料(敷金・礼金を除く。) ただし、10万円/月 最大6ヶ月分

手続きの流れ



※必ず事業着手前に申請してください

申請に必要な書類

- ・豊丘村空き店舗等活用事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- ・空き店舗等の位置図
- ・改修工事を行う工事施工予定箇所の写真
- ・改修に係る図面の写し
- ・改修に係る見積書又は請負契約書の写し
- ・空き店舗等所有者の改修工事同意書（賃借の場合）
- ・空き店舗等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・許認可証の写し（必要業種であって既に取得している場合）
- ・市区町村税の完納証明書又は納税証明書
- ・その他村長が必要と認める書類

申請書類の提出先・お問い合わせ先

豊丘村役場 産業振興課 商工林務係

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120

電話：0265-35-9076 FAX：0265-35-9065

E-mail：syokorinmu@vill.nagano-toyooka.lg.jp